

「よさ恋美人」統一ロゴ等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県が育成した水稻新品種「よさ恋美人」について、商品として魅力的な演出を図るために作成した統一ロゴ等の著作物（以下「デザイン」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 デザインの内容は、「平成30年度県産米需要拡大推進事業のデザイン作成等委託業務」で作成した、別紙「統一ロゴ」「パッケージ」「リーフレット」「短冊状ポスター(大)」「短冊状ポスター(小)」「のぼり旗(大)」「のぼり旗(中)」「ミニのぼり旗」「スイングポップ」とする。

(利用許諾の申請)

第3条 デザインを利用しようとする者は、あらかじめ別記1「よさ恋美人」統一ロゴ等利用許諾申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、高知県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。なお、県の出先機関が「よさ恋美人」の普及促進を図るためにデザインを利用する場合は申請の手続きは必要ないものとする。

2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別記2「よさ恋美人」統一ロゴ等利用許諾書又は別記3「よさ恋美人」統一ロゴ等利用不許諾書により申請者に通知するものとする。

3 知事から利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を許諾した日の属する年度の翌年度の末日まで、デザインを利用することができる。

(遵守事項)

第4条 利用者は、デザインの利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請書に記載した利用目的及び利用方法で利用すること。

(2) デザインのうち「統一ロゴ」「パッケージ」については「よさ恋美人パッケージマニュアル」に則って利用すること。また、その他のデザインについては仕様の変更は認めず、拡大又は縮小までにとどめること。

(3) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って利用すること。

(利用差し止め等)

第5条 知事は、デザインの利用がこの要綱の規定に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を差し止め、利用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令に基づき高知県の有する権利を行使することができる。

(1) 法令及び公序良俗に反するとき。

(2) 「よさ恋美人」及び高知県のイメージを損ねるとき。

(3) 第三者の利益を害するとき。

(4) 宗教的行事、政治活動等に利用するとき。

(5) デザインを作成した趣旨を逸脱し、又はこれを超えて特定の個人又は団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

(6) デザインの利用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(7) その他、知事がデザインの利用について不相当と認めるとき。

(暴力団排除条項)

第6条 利用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 高知県暴力団排除条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 利用者の役員等が暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事及びそれと同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(経費等の負担)

第7条 高知県は、この要綱による利用の申請に要した費用、利用の実施にかかる経費又は役務、利用差し止めにかかる商品等の回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第8条 高知県は、デザインの利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、デザインを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、高知県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、デザインの利用に際して、故意又は過失の有無に関わらず高知県に損害を与えた場合は、生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 利用者は、申請の内容に変更が生じるときは、あらかじめ別記4「よさ恋美人」統一ロゴ等利用変更申請書を知事に提出し、改めて変更後の利用許諾を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第 10 条 利用者はデザインを利用する必要がなくなったときは別記 5 「よさ恋美人」統一ロゴ等利用の終了届を知事に提出しなければならない。

(調査及び報告)

第 11 条 知事は、利用者に対しデザインの利用状況や、デザインを利用した商品の製造額・出荷額等について、調査することができる。

2 利用者は、知事から前項の調査を求められた場合は、営業活動に支障がない範囲でこれに協力しなければならない。

(使用料)

第 12 条 デザインの使用料は、無料とする。

(目的外利用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第 13 条 利用者は、申請書に記載した利用目的以外の目的にデザインを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2 利用者は、デザインに関して国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、デザインの利用について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は 平成 31 年 3 月 15 日から施行する。